

● 請求に関する留意事項

※文中②～⑥は、表面の一覧表の番号に対応しています。

[請求全般]

- ・ 診療報酬明細書等を郵送される場合、**普通郵便等の配達所要日数に御留意願います。**
- ・ 宅配、郵送による提出の場合、支払基金への誤送付に御注意ください。宛先ラベル及びレセプト等を確認のうえ送付願います。

[② 光ディスク等受付協力日]

- ・ **光ディスク等磁気媒体により診療報酬明細書を提出する場合は、②の日時まで提出くださるよう御協力をお願いいたします。**
※媒体の読込不良等で期限までに再提出が間に合わない場合、オンライン資格確認システムによる資格確認処理や被保険者等が薬剤情報を閲覧できなくなります。

[③④ 紙レセプト等・特別審査対象明細書]

- ・ 紙の診療報酬明細書等及び医療費助成給付分は、必ず③の日時まで提出ください。
- ・ 特別審査対象明細書(紙)は、他の明細書とは別に、必ず④の日時まで提出ください。**なお、電子請求を実施している保険医療機関等においては、電子で請求するようお願いいたします。**

	【令和5年3月診療分から】	【令和5年2月診療分まで】
(1) 医 科	<ul style="list-style-type: none"> ・入院外レセプトは対象外 ・特定機能病院(臨床研究中核病院含む)については、35万点以上の入院レセプト ・38万点以上(心・脈管にかかる手術がある場合は70万点以上) (心臓移植術、肺移植術、肝移植術がある場合は点数に関らず対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ・38万点以上(心・脈管にかかる手術がある場合は70万点以上) (心臓移植術、肺移植術、肝移植術がある場合は点数に関らず対象)
(2) 歯 科	<ul style="list-style-type: none"> ・20万点以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・20万点以上
(3) 調 剤	特別審査対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・漢方製剤の処方・調剤を含む明細書の件数が、過半数を占める保険医療機関における漢方製剤の処方・調剤を含む入院外の明細書のうち、投薬料の点数が4千点以上の診療報酬明細書

[⑤⑥ 支払に関すること]

- ・ 診療報酬等振込日について、⑤はオンライン又は光ディスク等請求を行っている保険医療機関又は保険薬局、⑥は紙請求を行っている保険医療機関又は保険薬局、柔道整復施術所及び訪問看護ステーションです。
- ・ 支払額決定通知書等各種帳票は、毎月20日頃に本会より発出いたします。

[過誤返戻レセプトの再請求方法について]

- ・ 国保、後期高齢者の過誤返戻レセプトを本会へ紙媒体で再請求される際には、レセプトの下に過誤返戻付せんを添付して提出くださるようお願いいたします。なお、支払基金提出分とは対応が異なりますので御注意ください。